

## ～地域みんなで高齢者を見守ろう～ 9月は「高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間」です

悪質商法被害の増加、広域化を踏まえて、関東甲信越ブロックを中心とする自治体（1都9県6指定都市及び（独）国民生活センター）が合同で行う高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンを毎年9月に実施しています。

高齢者の消費者被害の特徴には「騙されたことに本人が気づかない」ことや「自分は大丈夫」との思い込みなどがあります。

本市では、高齢者に多い消費者被害を中心に見守りの啓発活動として、以下の取組を実施します。

### ◆本市の月間における取組

#### 【広告等周知活動】

- ・動画広告の放送（本庁舎、緑・南区合同庁舎）
- ・メール及びLINE マガジンによる注意喚起（毎週金曜日正午）
- ・広報さがみはら（9/1号）記事掲載

#### 【悪質商法被害防止に関するパネル展示】

場所：シティ・プラザはしもと6階多目的スペース（緑区橋本6-2-1イオン橋本店6階）  
期間：9/1～9/21

#### 【啓発チラシの配架・配布】

タイトル：『自分は大丈夫』なんて思っていませんか？ そんなあなたが…狙われています。

- ・各地域包括支援センターを含む市内関係公共施設に配架
- ・市内各老人クラブに配布
- ・包括連携協定事業者〔損害保険ジャパン株式会社神奈川支店町田支社〕による戸別配布
- ・包括連携協定事業者〔明治安田生命保険相互会社町田支社〕による戸別配布

### ◆高齢者の被害防止には、地域の見守りも大切！見守りに大切な3つのポイント！

#### ① 普段と違う様子への『気づき』

例）見慣れない封筒が届いている。未開封のダンボールが積み重なっている。

#### ② 本人の気持ちに寄り添った『声かけ』

例）最近どうですか？ 何かお困りですか？ 一緒に消費生活相談に行ってみませんか？

#### ③ 困ったら消費生活センターに『つなぐ』

専門の消費生活相談員が契約トラブルや悪質商法等に関する相談に対してアドバイス等をいたします。

<困ったらすぐ相談！>

平日 9:00～16:00（第2・4金曜日は18:00まで延長）

土日祝 9:00～12:00、13:00～16:00 ※年末年始を除く

電話 188（消費生活ホットライン）又は、042-775-1770（消費生活総合センター）

### 【参考】本市相談件数の推移

昨年度、本市に寄せられた相談件数は、5,682件であり、3年連続で減少しました。年齢別による相談の内訳では、依然として50代以上の契約トラブルが全体の6割弱を占める状況が続いています。

